

ホーム

暮らし
手続き

健康・医療
福祉

子育て・教育

まちづくり
環境

観光・文化
スポーツ

[トップページ](#) > [暮らし・手続き](#) > [動物・ペット](#) > [動物愛護・ペット](#)

飼い主のいない猫に関する相談

いいね! 4

ツイート

2018年3月29日 更新

飼い主のいない猫について

最近、市役所に地域の飼い主のいない猫に関するご相談が、多く寄せられています。

飼い主のいない猫(ノラ猫)は、1回の出産で4から8頭の子猫を生み、1年に何度も出産が可能です。地域で猫が増えすぎると、ふん尿や鳴き声などの苦情も多くなり、エサを与えている方と他の住民の方とのトラブルの原因にもなります。

そこで、調布市では、飼い主のいない猫対策として、地域猫活動の考え方を進めています。地域猫活動とは、地域住民の理解と協力のもと、地域の実情にあったルールを作り、猫を適正に管理し、ノラ猫を減らしていく活動です。

[調布市地域猫活動ガイドライン\(96KB\)\(PDF文書\)](#)

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術について

次のリンク先をご参照ください。

- [平成30年度飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金の手続方法](#)
- [不妊・去勢手術について\(公益財団法人どうぶつ基金ホームページ\)\(外部リンク\)](#)

なお、愛護動物の遺棄・虐待は、犯罪(100万円以下の罰金)です(動物の愛護及び管理に関する法律第44条)。